

「長野県地方税滞納整理機構」がスタートします

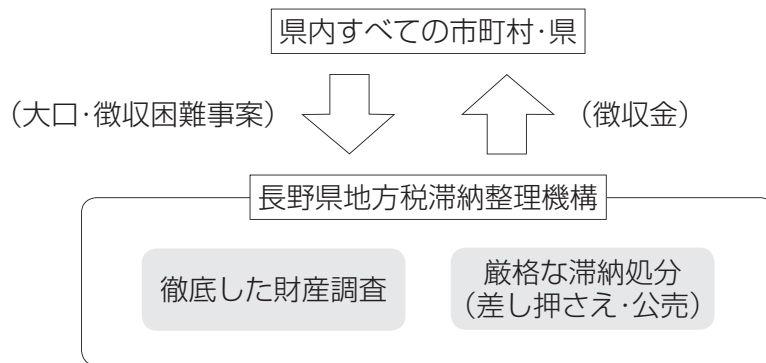
「滞納整機構」は滞納事案を引き受け1年間で滞納処分します

さまざまな行政サービスは、皆さんが納める税金により提供されています。**地方税**は、市町村と県にとって最も重要な自主財源であります。ほとんどの方はきちんと納税をしていますが、一部に納税義務を怠り滞納している方がいます。このため、きちんと納税している方との公平性を確保するため、滞納者への厳正・公平な税金の徴収を行うことが求められています。

そこで、県内すべての市町村と県で構成する、地方税の滞納整理専門組織「**長野県地方税滞納整理機構**」の平成23年4月業務開始に向けた準備が進められています。

機構では、市町村や県から大口・徴収が困難な滞納事案を引き受け1年間の期間で、滞納者が所有する財産を徹底して調査し、差し押さえや公売などの厳格な滞納処分を中心とした滞納整理を行います。

町もこの機構に参加します。機構への移管にあたり該当者には、事前に「移管予告通知書」を発送してお知らせします。



税金の納め忘れはありませんか？ 納税は便利な口座振替で！
税金の納め忘れがないかご確認ください。未納がありましたら、早急に納めてください。

問い合わせ先：税務課収税係(内線41・73)

平成22年分 青色申告決算等説明会のお知らせ

税務署では、青色申告をされている個人の方を対象に、青色決算書の作成方法や作成にあたっての注意点などについて、下記のとおり説明会を開催いたします。

説明会で使用する資料は、当日、会場で配布し、講師は税務署職員または税務署が依頼した税理士が行います。なお、会場の所在地などは、関東信越国税局のホームページにも掲載されますので、併せてご覧ください。

1 営業等所得関係

開催月日	時間	会場	対象地区
12月 8日(水)	午後2時～4時	軽井沢町商工会館 (軽井沢町中軽井沢9-3)	軽井沢町
12月 9日(木)	午後2時～4時	小諸商工会議所 (小諸市相生町3-3-3)	小諸市 御代田町
12月10日(金)	午後2時～4時	佐久勤労者福祉センター (佐久市佐久平駅南4-1)	佐久市(佐久地区)

2 農業所得関係

開催月日	時間	会場	対象地区
11月30日(火)	午後2時～4時	佐久市 浅間会館 (佐久市岩村田543)	全市町村

※各会場は、駐車場のスペースが少なく混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。

※上記会場日程以外での開催もありますので、詳しくは、関東信越国税局のホームページをご覧ください。佐久税務署までお問い合わせください。対象地区以外の会場へもご出席いただけます。

問い合わせ先：佐久税務署(担当部門:個人課税第一部門) 電話 0267(67)3460

「税を考える週間」〔11月11日(木)～11月17日(水)〕

テーマ:IT化・国際化と税

～国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用促進～

平成22年度も引き続き、「IT化・国際化と税」をテーマとして、国税庁が取り組んでいるIT化・国際化に関する諸施策を紹介します。また、本年度の重点広報項目である「e-Taxの利用促進」に向けた情報を提供していきます。

週間中の活動

- ① マスメディアを活用した広報
- ② 国税庁ホームページの活用
(「税を考える週間」特集ページの開設)
- ③ 講演会および説明会などの開催
- ④ 国税モニター座談会の開催
- ⑤ 税に関する作文の表彰
- ⑥ その他
～関係民間団体による講演会や税の作品展の開催など～

IT化を通じた納税環境の整備

国税庁では、申告・納税の際の納税者の利便性の向上を図るため、IT化を通じた納税環境の整備を進めています。具体的には、国税電子申告・納税システム(e-Tax)のほか、確定申告書等作成コーナー、タックスアンサー(よくある税の質問)、路線価図、税の学習コーナーをはじめとした国税庁ホームページによる税に関する情報の提供などの施策を行っています。

国際化への対応

国税庁では、国際化への対応として、国際的租税回避への対応をはじめとした適正・公平な課税の実現のための取組や、国際的な二重課税の防止等のための相互協議、租税条約に基づく情報交換を行っています。また、開発途上国への技術協力をはじめとした各国税務当局との協力・協調にも取り組んでいます。

国税庁への要望等をお寄せください!

国税庁ホームページに開設する「税を考える週間」特集ページでは、納税者の皆さまから「国税庁に対する要望」を聞くためのアンケートの窓口を開設します。

e-Taxを始めよう!

～国税電子申告・納税システム(e-Tax)とは～

- 国税に関する各種手続**
 - ① 所得税、法人税、消費税、酒税および印紙税の申告
 - ② 全税目の納税
 - ③ 申請・届出等が自宅やオフィスからインターネットを通じて行えます!
- 特に、源泉所得税の毎月納付や消費税の中間申告・納付など、利用回数の多い手続には大変便利です!

ご利用いただく前に

e-Taxを始めるには、事前に**電子証明書**と**ICカードリーダライタ**の準備が必要です。

- ①**電子証明書**

公的個人認証サービスに基づく電子証明書を利用する場合、住民票のある市区町村の窓口で、住民基本台帳カード(ICカード)を入手し、電子証明書発行申請書等を提出して電子証明書の発行を受けてください。また、有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。
※手数料がかかります。
詳しくは、住民票のある市区町村へお問い合わせください。

- ②**ICカードリーダライタ**

家電量販店やインターネット販売などで購入できます。

個人住民税の特別徴収を実施していない事業所の皆さまへ

個人住民税の特別徴収は、給与支払者(事業者)が所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税を特別徴収(天引き)し、従業員の住所地へ納入する制度です。

個人で納付書により年4回で納めていた従業員の方については、

- 納税の手間が省ける、納め忘れがなくなる。
- 年12回の納税になるため、1回あたりの負担が少なくてすむ。

など、大変便利な制度となっております。

現在、特別徴収していない事業所はご協力ください。なお、ご連絡をいただければ特別徴収義務者届出書をお送りいたします。

問い合わせ先

税務課住民税係(内線43)